

この書面では、新・海外旅行保険【off!】をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。

なお、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については以下よりご確認ください。

- ・契約画面に表示する「普通保険約款および特約等」
- ・契約成立後にマイページからダウンロードできる「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」

このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

用語のご説明

「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

医学的他覚所見、特定の感染症 など

【約款に関する用語】

用語	ご説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
契約者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

【補償の対象者等に関する用語】

用語	ご説明
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。

【その他】

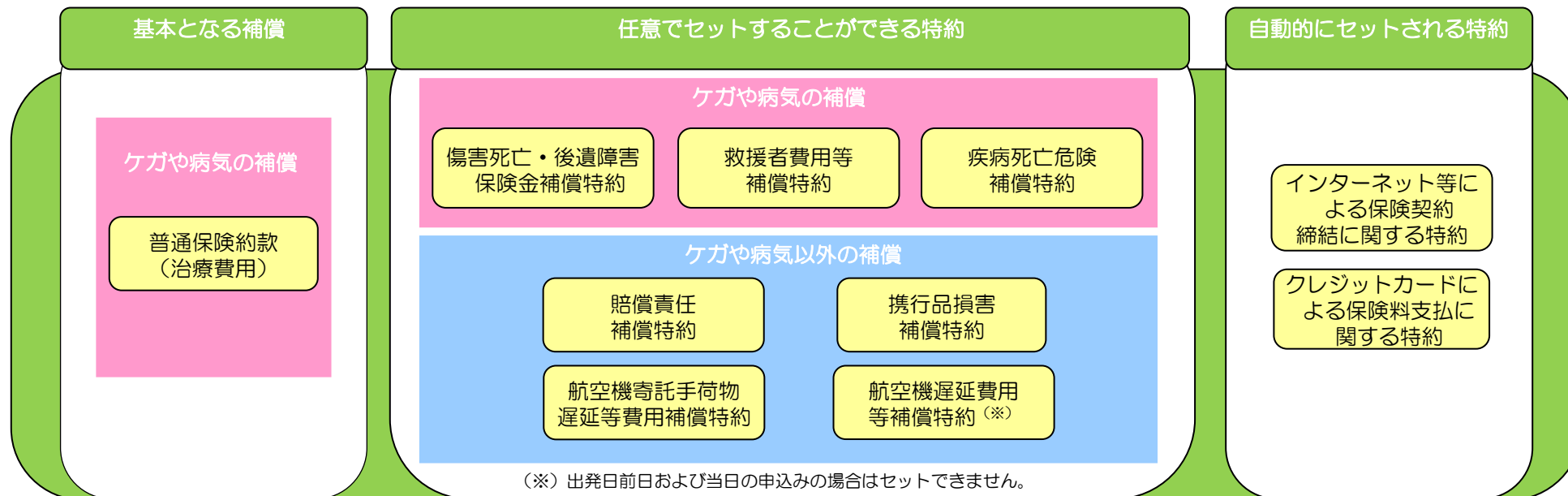
用語	ご説明
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保険金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

(1) 商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み

契約概要

この保険は、海外旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは病気等により、被保険者が損害を被った場合に保険金をお支払いします。基本となる補償、任意でセットすることができる特約、自動的にセットされる特約は次のとおりです。



②被保険者の範囲

契約概要

契約画面の被保険者欄に入力された方。
ただし、賠償責任補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合は、その親権者等を被保険者とします。

(2) 基本となる補償

契約概要

基本となる補償は、次のとおりです。
補償内容の詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金
の種類

保険金をお支払いする主な場合

治療費用

以下の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が治療のため現実に支出した金額（※1）のうち社会通念上妥当な額をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎります。なお、ケガまたは病気の事由の発生1回につき、治療費用**保険金額**を限度とします。

①**責任期間**中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合

②責任期間中に発病した病気（※2）または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにかぎります。

③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合

（※1）カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。

（※2）責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合（既往症や持病）等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。

（注）すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金
の種類

保険金をお支払いしない主な場合

治療費用

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変（**テロ行為**を除きます。）、核燃料物質等
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転（ケガの場合）
- 妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故（ケガの場合）
- 歯科疾病

など



(4) 主な特約の概要

契約概要

主な特約の概要は、次のとおりです。
下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡・後遺障害保険金補償特約	<傷害死亡保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <後遺障害保険金> 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
疾病死亡危険補償特約	以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡された場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。 ③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
救護者費用等補償特約	以下の①～⑦等のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に出支した金額のうち社会通念上妥当な額をお支払いします。 なお、保険期間を通じ救護者費用等保険金額を限度とします。 ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合 ②責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気、歯科疾病は含まれません。）により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。 ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 ⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ⑥病気または歯科疾病、妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合 ⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。 など

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任補償特約	責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および訴訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。
携行品損害補償特約	責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合に、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。 （注）携行品の対象となるものや損害額の算出方法については、特約をご確認ください。
航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約	航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入等した衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を、1回の事故につき10万円を限度としてお支払いします。 （注）手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入等した費用は除きます。
航空機遅延費用等補償特約	以下の①または②のいずれかに該当し、それぞれの地で現実に支出した費用（社会通念上妥当な額とします。）を負担することによって損害を被った場合、1回の事故につき2万円を限度としてお支払いします。 ① 出発地（着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。）において、搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ② 乗継地において、搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合

(5) 補償重複について

注意喚起情報

補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※) 新・海外旅行保険【off!】以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	新・海外旅行保険【off!】の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	新・海外旅行保険【off!】の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

(6) 引受条件と保険金額の設定

契約概要

ご契約いただくにあたって、次の点にご注意ください。

①ご契約者は次のすべての条件を満たされている方となります。

- お申込時点で日本国内に在住されている方
- 日本国内からアクセスしている方
- 個人の方（企業等の組織名ではご加入いただけません。）
- クレジットカードを保有している方

②被保険者は、お申込み時点で日本国内に在住されている方となります。海外に永住されている方やお申込み時点で日本国外に永住権または市民権をもって居住されている方、帰国予定のない方は、この保険の対象とはなりません。また、お申込み時点で被保険者がすでに日本から出国されている場合は、この保険の対象とはなりません。

③ご契約いただく保険金額の設定にあたっては、次の点にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、契約画面でご確認ください。

- ご契約金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
- 被保険者が満15歳未満の場合またはご契約者と被保険者が異なる場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額および疾病死亡保険金額は他の保険契約等と通算してそれぞれ1,000万円が上限となります。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

■保険期間：31日以内に旅行行程に合わせて設定してください。お客さまが実際に契約する保険期間については、契約画面の旅行期間欄でご確認ください。

■補償の開始：保険期間の初日の午前0時。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません（セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます。）。

■補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中でであっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。



このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

(8) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、旅行先等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、契約画面でご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約者本人名義のクレジットカードによる払込みのみとなります。保険契約成立後、保険料はクレジットカード会社の会員規約に基づき所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。お支払い方法は、1回払のみとなります。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

（申込内容画面の入力上のご注意事項）

①申込内容画面のご入力にあたっての注意点

申込内容画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※) 危険に関する重要な事項のうち、申込内容画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞ この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★旅行行程中に従事する危険な職業(※)の有無
- ★旅行行程中に行う危険なスポーツの有無
- ★次の①～③のうち、いずれか1つ以上への該当有無
 - ①現在、日本国外に在住している
 - ②現在、日本国外からアクセスしている
 - ③現在、すでに日本から出国している
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★他の保険契約等の加入状況
- ★携行品損害保険金の請求状況

■告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

【青字の用語】については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。

(※) 危険な職業とは次のものをいいます。

建設・土木作業、建設用機械運転、営業用貨物自動車運転、産業用機械組み立て、坑内作業、自動車・自転車・モーターボート競争、格闘技、猛獣使い、航空機操縦または搭乗する職務、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

②保険契約の成立

申込内容を画面でご確認いただいた後、お申し込みいただき、クレジットカードの有効性が確認され、契約成立の旨の画面表示がされた時点で契約は成立します。保険契約成立後、保険料が所定の期日にクレジットカードの取引口座より引き落とされます。

③保険契約証について

保険契約証の書面交付は行いません。契約成立画面またはマイページにてWEB契約証をご確認ください。旅行に際しては、WEB契約証を印刷したもの、またはスマートフォン等で同画面を保存したもの（スクリーンショットもしくはPDFファイル）のいずれかを必ず携帯してください。いずれもお持ちでない場合、原則として、キャッシュレス治療サービスはご利用いただけません。

（２）クーリングオフ

注意喚起情報

保険期間が1年以下（最長31日）のみとなるため、クーリングオフの対象外となります。

（３）死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

3

契約締結後におけるご注意事項

（１）通知義務等

注意喚起情報

①責任期間中に危険な職業に従事されることになった場合
危険な職業（P.⑤と同様です。）に従事されることになった場合、遅滞なく損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。この場合、ご契約が解除になり、危険な職業に従事された時以降に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできませんのであらかじめご了承ください。

②通知先を変更された場合

WEB契約証記載の通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

③保険期間を延長される場合、旅行先を変更される場合

責任期間中に、旅行行程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」や、「旅行先を変更（旅行先の追加等）される場合」は、次の要領でお手続きください。

■保険期間の延長を希望される場合

マイページもしくは問い合わせフォームにて損保ジャパンまでご連絡ください。

■旅行先を変更（旅行先の追加等）される場合

マイページからはお手続きいただけません。問い合わせフォームにて損保ジャパンまでご連絡ください。

◎マイページや問い合わせフォームのURL・二次元コードはP. ⑧をご覧ください。

* 損保ジャパン（【off!】カスタマーセンター）は、「平日・土日祝日：午前9時～午後5時」が受付時間となります。延長による追加保険料は保険期間終了前にお振り込みいただく必要があります。また、旅行先を変更される場合、ご連絡いただいた内容により追加保険料が必要となることがあります。日数に余裕をもってご連絡・お手続きください。

<マイページログイン後の手順>

マイページの契約照会画面より「延長手続きへ」ボタンをクリックし、所定の事項を入力してください。

（注）保険期間が開始する前など、専用サイトをご利用いただけない場合がございます。その場合は、問い合わせフォームにて損保ジャパンまでご連絡ください。

（マイページや問い合わせフォームのURL・二次元コードはP. ⑧をご覧ください。）

（注）海外メディカルヘルプライン、海外ホットライン、海外クレームエージェントは、「期間延長」についてのお問い合わせは受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。



ご契約締結後にご注意いただきたいこと（通知義務等）



このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

【青字の用語】については、P.①の用語のご説明をご参照ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らし、事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

● 期間延長または旅行先変更に必要な連絡事項 ●

- (1) 必ずご連絡いただく事項
① 契約者名 ② 契約証番号 ③ 被保険者本人の生年月日 ④ 【off!】加入時の電話番号
- (2) 該当する場合のみご連絡いただく事項
① ご希望の延長保険期間（ 年 月 日まで延長）
② 保険期間を延長される理由
③ 変更するご旅行先（旅行先を追加される場合は「追加する国名」、旅行を中止する国がある場合は「中止する国名」をご連絡ください。）

- 延長保険期間は、保険期間の初日から通算して31日以内にかぎります。
- お手続きは保険料の払込みをもって完了となります。保険期間終了前に手続きが完了しませんでしたと期間延長ができなくなりますので十分ご注意ください。また保険料のお支払いは現金振込のみとなり、クレジットカードはお取扱いしておりません。
- マイページや問い合わせフォームのURL・二次元コードはP. ⑧をご覧ください。

④ 通信トラブル等による責任について

損保ジャパンの責によらない通信手段、端末障害等により、インターネットでの保険契約手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については取扱代理店ならびに損保ジャパンは責任を負いません。

⑤ その他

お申込みできる期間は、ご旅行出発日45日前から出発日当日までとなります。

※ 金融機関のホームページを経由してこの画面をご覧いただいているお客さまへ
保険契約の当事者は、保険会社とご契約者本人となります。したがって、保険契約を引き受け、保険金・解約返れい金等をお支払いするのは保険会社となります。取扱代理店が法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。なお、金融機関における保険募集の苦情・相談窓口および連絡先は、各金融機関のホームページ等でご確認ください。

(2) 解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、マイページもしくは問い合わせフォームにて損保ジャパンまでご連絡ください。ご旅行出発前・後にかかわらず、所定の方法で契約時の条件により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。

(3) 重大事由による解除

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 保険金をお支払いする事由が発生した場合

■保険金をお支払いする事由が発生した場合、ケガ・病気の場合は海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインまですみやかにご連絡ください（電話番号等は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載しています。）。
保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」の「保険金ご請求の手続き」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。



ケガ・病気になったとき、ケガ・病気以外のトラブルは（盗難・賠償事故など）、
保険金ご請求の手続き

(5) ご契約内容確認事項（意向確認事項）

この保険は、海外旅行行程中のケガや病気による治療や損害等を補償する保険です。
ご契約にあたり、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿っていること、お申込みをされるうえで特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認のうえお申し込みください。

■次の補償内容等について、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ①補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ②被保険者の範囲（個人）
- ③保険金額
- ④保険期間（旅行行程に合わせてご設定ください。）
- ⑤保険料、払込方法、契約者配当金制度がないこと

保険金額や保険料等、お客さまのご意向に沿わない場合は、損保ジャパン（【off!】カスタマーセンター）にお問い合わせください。

■被保険者の『生年月日』・『性別』欄等について、画面で入力後、すべて正しい内容となっているかをご確認ください。



ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

SJ25- 51041 2025.6.30

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

●商品やご契約内容の変更に関するお問い合わせ

出発前の「取消」手続き、出発後の「延長」「解約」手続きについてはインターネットサービス「マイページ」でお手続きいただけます。



【マイページURL】
<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

（注）ご契約内容によってはマイページでお手続きができない場合があります。その場合は、問い合わせフォームからご質問やご相談を承っております。

【新・海外旅行保険【off!（オフ）】カスタマーセンター】



*平日・土日祝日：午前9時～午後5時

【問い合わせフォーム】
https://entry.sompo-japan.dga.jp/cs_off/consent/?id=1

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●保険金をお支払いする事由が発生した場合

「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」は、保険金のご請求手続きや損保ジャパンの新・海外旅行保険に関する事故時のサービスを掲載しておりますので、ご確認ください。ケガ・病気の場合は、「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」およびWEB契約証に記載の海外メディカルヘルプラインに、その他のトラブルの場合は海外ホットラインにすみやかにご連絡ください。



このマークに記載の項目は「ポケットガイド（新・海外旅行保険ご契約のしおり・約款集）」に記載されています。

【青字の用語】については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。